

介護保険

お問合せ

保健福祉課 介護保険係 ☎ 0172 - 55 - 6568

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、自立した生活を送れるように支援する制度です。40歳以上の方は介護保険の加入者として保険料を納めています。その保険料を財源とすることで、介護が必要になったとき費用の一部を負担することで介護サービスを受けられます。

サービスの利用には申請が必要です

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

申請の流れ

1 介護保険窓口へ申請する

役場の介護保険窓口や最寄りの居宅介護支援事業所へ「要介護(要支援)認定」の申請をしましょう。



2 認定調査

認定調査員が自宅等を訪問し、本人や家族から心身の状態や日頃の生活、家族・居住環境などについての聞き取りや動作確認を行います。



3 判定審査

コンピューターによる一次判定を行い、その結果や主治医の意見書*などをと、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で介護の必要度を審査します。

*主治医の意見書…市町村の依頼で主治医が心身の状態についての意見書を作成します。



4 認定と認定の通知

審査の結果を受け市町村が認定します。原則として、申請から30日程度で認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。



5 ケアプランの作成とサービスの利用

サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに依頼してケアプラン*を作成し、プランにもとづいてサービスを利用します。サービスの利用にあたっては、費用の1割～3割、居住費・食費などが自己負担となります。

*ケアプラン…ケアマネジャーが本人、家族、サービス提供事業者と検討を重ねて立てた介護サービスの利用計画です。

要介護1～要介護5と認定された場合

○利用するサービスを選びます。
在宅でのサービス利用の場合は居宅介護支援事業者を選んでケアプランの作成を依頼し施設サービスを利用する場合は、希望する施設を選び、直接契約します。

要支援1・要支援2と認定された場合

○地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼し、介護予防サービスなどを利用します。



サービスの種類

【自宅でサービスを受ける】

- 訪問介護(訪問型サービス)
- 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)
- 訪問看護(介護予防訪問看護)
- 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

【施設に通う、または短期入所する】

- 通所介護(通所型サービス)
- 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
- 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
- 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

【生活環境を改善する】

- 住宅改修(介護予防住宅改修)
- 福祉用具貸与・購入(介護予防福祉用具貸与・購入)

【施設に入所(入居)する】

- 介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)〈グループホーム〉
- 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)〈有料老人ホーム〉

…など

*要支援認定者が利用する介護予防サービスは、()に記載しています。
*介護度によっては利用できないサービスもあります。サービスの利用にあたっては、担当のケアマネジャーや地域包括支援センター、介護保険係の窓口にお問い合わせください。

介護保険料の納め忘れにご注意ください!

40歳から64歳までの方は、現在加入している医療保険から介護給付金分として保険料が納められています。65歳になると、前年の収入額や今年度の町民税の課税状況などに応じて一人ひとりに保険料が課されます。65歳の誕生日の翌月に、町から決定通知と納付書が届きますので、納め忘れにご注意ください。

納め忘れがあると…

保険料の滞納期間に応じてサービス利用時の負担割合が引き上げられることがあります。また、高額介護サービス費の支給や、住宅改修、福祉用具購入の際の給付が受けられなくなることがあります。

納付がむずかしい場合は…

災害や扶養者の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めにご質問・お問い合わせ先にご相談下さい。